

# ク ラ ブ 規 約

## 第1条 名称

本クラブは「ライブ体操クラブ香芝」と称する。

## 第2条 所在地・管理・運営

本クラブの管理・運営は「有限会社 ライブ」があたるものとする。

本クラブの所在地は、香芝市逢坂7丁目167-1に置く。

## 第3条 目的

本クラブの活動を通して、子供達の健全な心身の発育・発達を促すとともに、地域スポーツを振興し、スポーツ文化の向上に寄与する。

## 第4条 入会資格

- 1) クラブ趣旨に賛同したもの。
- 2) コース別に定められた資格に該当するもの。
- 3) 運動を行うのに適した健康状態にあるもの。

## 第5条 入会手続き

入会希望者は、入会申込書及び付属書類に必要事項を記入の上、入会金、月会費および諸費と併せて提出するものとする。

## 第6条 指導日時

会員は、コース毎に定められた曜日、時間に指導を受ける事ができる。

## 第7条 休会

長期にわたる疾病や、特別な理由がある場合に、休会することができる。休会しようとするものは、所定の用紙に記入の上、休会を希望する月の15日までに届出なければならない。

休会料は1,100円(税込金額)とし、これにより会員資格を維持できるものとする。

## 第8条 退会

退会しようとするものは、所定の用紙に必要事項を記入の上、退会を希望する月の15日までに届出なければならない。

また、振替やチケットなどの残余は、退会と同時にすべて失効するものとする。

## 第9条 入会金

入会金は、本クラブの会員資格を失うまで有効とし、いかなる場合でも返還しないものとする。

## 第10条 会費等

会員は、別に定める所に従いコース別の会費(以下会費等という)を1ヶ月毎に前納しなければならない。

また、会費等は毎月指定日に本クラブの指定する金融機関より、自動引き落としにて徴収する。

## 第11条 会費等の不返還

一旦納入された入会金・会費等及び諸費は、理由の如何に関わらず返還しない。

ただし、本クラブの都合により入会できない場合に限り返還する。

## 第12条 会費等の滞納

会員が正当な理由なく会費等の納入を怠った時は、クラブの指導を停止され、同時に会員としての資格を喪失するものとする。

### 第13条 会員のモラル

会員は、次の事項を遵守すること。

1. クラブ内ではコーチの指示に従い、ルールを守ること。
2. 本クラブの秩序を守り、クラブの目的に添うよう努力すること。
3. チームワークを尊重し、クラブ会員全体が、活発なスポーツマンとなるよう、真面目な行動を心がける。

### 第14条 服装

会員は、本クラブが指定したユニフォームを着用しなければならない。

### 第15条 事故・ケガ等

会員が施設を利用する場合の健康管理は自己管理とし、本クラブ内における事故・ケガについては団体障害総合保険の範囲内とする。

また、ケガの程度により各家庭での会員契約の保険を適応していただく場合がある。

### 第16条 盗難

クラブ内での盗難については、個人の管理とし、クラブはその責任を負わない。

### 第17条 休館日

本クラブは、体操場の都合等により、やむを得ず休館する場合がある。

その場合は、1週間前までに施設内に告示するものとする。

ただし緊急の場合はこの類ではない。

### 第18条 休講日

本クラブは、台風等により気象警報が発令された際には、臨時休講とする場合がある。その場合、会費の一部返還は行わないものとする。

### 第19条 閉校

本クラブは、経営上やむを得ない事由により、閉校する場合がある。

その場合には、2ヶ月前までに全員に告知するものとする。

### 第20条 除名

本規則に違反する等、会員としてふさわしくない、またクラブの方針に賛同が得られない場合は、当クラブ関係各位の意見を聞いた上で、除名する事ができる。

### 第21条 細則

本規則に定めなき事項については、本クラブがこれを定める。

### 第22条 規約の改訂

本クラブが必要と認めた場合に限り、会費の改訂を含む規約の改訂を行うこととする。

尚、その効力は会員全員におよぶものとし、1ヶ月前までに全員に告知するものとする。

### 第23条 発効

本規則は平成13年8月20日より発効する。